

保存版

緊急時対応マニュアル

もしものために



大津市立唐崎小学校

電話 077-525-2375 077-511-9475

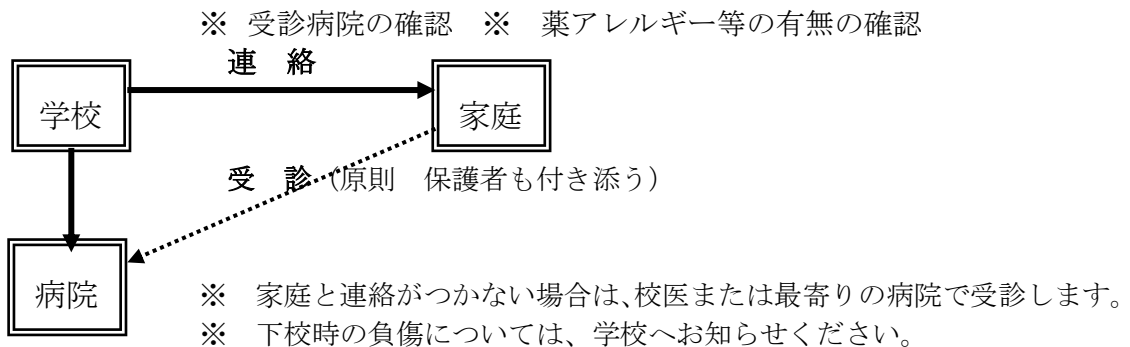
FAX 077-525-3168

E-mail kara-e@otsu.ed.jp

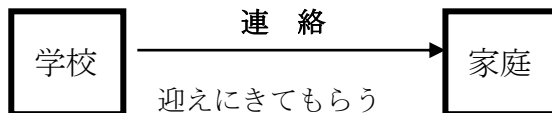
URL <http://www.otsu.ed.jp/kara-e/>

I 児童の負傷・疾病等の対応

1 児童負傷時の対応について



2 疾病時（発熱、強い腹痛など）の対応について



※ 連絡が見つからない場合は、連絡がつくまで保健室で安静にしています。できるだけ早く迎えに来てください。

3 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金支払い手続きについて

- (1) 学校管理下（登下校中を含む）で負傷し、受診された場合は、学校から書類をお渡しします。それを医療機関の窓口で記入していただき、学校へ提出してください。（家庭から受診された場合は、学校にお知らせ下さい。）
- (2) 学校より給付金支払い請求手続きを行います。
- (3) 給付金は、療養に要した費用の4/10（そのうち1/10は療養に伴って要する費用として加算される分）が後日、学校集金の指定口座へ振り込まれます。ただし、療養に要する費用が5,000円未満（保護者負担金 1,500円未満）の場合は給付の対象になりません。その他、場合によっては給付の対象にならない場合があります。
- (4) 給付基準は以下のとおりです。
 - ア 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
 - イ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間、手続きが行われなときは、時効によって消滅します。
 - ウ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、受けた価額の限度において給付を行わない場合があります。

II 非常変災時など緊急事態における非常措置

台風など非常変災、その他緊急事態発生または発生の恐れがあるときは、児童の安全確保を図るため、下記による非常措置をとりますので、家庭での対応をあらかじめ相談しておいて下さい。

1 台風等暴風襲来時における対応

暴風警報発令時	登校前	・午前7時において「 暴風警報 」が発令中は、臨時休業とします。	・必要に応じて学校から「メール配信システム」にて連絡しますが、インターネットやテレビ等の気象情報に気をつけてください。
	登校後	・登校後に「 暴風警報 」が発令された場合は、通学路の安全等を勘案の上、速やかに下校の措置をとります。	・下校する場合は、一斉に下校します。下校させるに当たっては、年度当初に提出された調査票等にもとづき、各児童の措置を決めます。
警報発令がない場合	登校前	・午前7時において「 暴風警報 」が発令されていない場合、児童は登校します。	

2 その他の警報発令時（大雨、大雪、洪水等）の対応

- ・「**暴風**」をとともなう警報が発令されていない場合は、登校します。
- ・始業時刻の繰り下げ及び終業時刻の繰り上げ等の措置が必要になった場合は、その状況に応じて対応します。

3 地震が発生した場合の対応

- ・家庭にいるとき、緊急避難が必要と判断した場合は、安全確保の上、関係機関の指示に従い、広域避難場所（唐崎小学校等）へ避難して下さい。
- ・児童が学校にいるときは、学校の防災計画に従って速やかに避難し、その時の状況に応じて、各家庭と連絡を取り一斉下校、または、学校待機・保護者引き渡し等の措置をとります。

4 弾道ミサイル等の発射・Jアラート作動時の対応

- ・午前7時までに屋内避難の呼びかけがあった場合は、臨時休業とします。
- ・午前7時以降始業までの間に屋内避難の呼びかけがあった場合も臨時休業としますが、登校中または既に登校している児童については、**避難行動**^{*1}がとれるよう、各ご家庭で児童に周知していただけますようお願いいたします。始業後に屋内避難の呼びかけがあった場合は、児童の安全を第一に考え、**避難行動**^{*1}に努めます。

※¹ **避難行動**とは、以下の行動のことです。

【屋外にいる場合】

近くのできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難する。

近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

詳細情報につきましては、「内閣官房 国民保護ポータルサイト」

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>で確認ください。

なお、弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、テレビ・ラジオ・スマートフォン等の媒体を介してミサイル発射等の情報が伝達されます。

Ⅲ 臨時休業措置（学級閉鎖等）による下校について

感染症（**新型コロナウイルス感染症**、インフルエンザ、流行性嘔吐下痢症、水ぼうそう、おたふくかぜ、プール熱等）が**発生した場合**、**学校医等**と相談の上、学級・学年又は全校の臨時休業措置（学級・学年閉鎖）をとります。その場合の下校措置は、下記のように対応します。

- 1 休業期間及びその理由等について**メール配信システム**または**文書でお知らせ**します。また、家庭での対応についてもお知らせしますので、それに従って家庭でのご指導をお願いします。
- 2 発熱などにより単独での下校が危ぶまれる児童については、家庭と連絡をとり迎えに来ていただきます。
- 3 2以外の児童を下校させるに当たっては、下校時の安全を考慮し、通常の時刻に下校させます。
- 4 各児童クラブへ通う児童については、各児童クラブの指導者と連絡を取り対応いたします。

Ⅳ 不審者が出没した場合

☆ **児童が帰宅し、不審者等に会った話を聞かれた場合、次のように対応してください。**

- 1 児童のけが等、身体状況を確認の上、そのときの様子や人物、車等の特定できるものがないか聞き出し、下記へ連絡して下さい。

① 緊急を要する場合は**110番**

② 唐崎駅前交番**☎578-7110** か 大津署**☎522-1234**

③ その後、学校へ**☎525-2375**

※ 電話対応時間外の場合は大津市役所代表**☎523-1234**

- 2 学校では、情報が入り次第、内容に応じて、当日か翌日には各家庭に不審者等について文書または「メール配信システム」にて連絡します。

※ 年度当初に配布する登録方法をご覧ください、「メール配信システム」への登録をお願いします。

V 集団下校等の危機体制の解除方法について

- 1 不審者等の出没により集団下校した場合、学校からの特別の連絡、指示がないときは、通常の登校方法により登校させて下さい。翌日も警戒しなければならないときは、文書または「メール配信システム」等で指示いたします。
- 2 翌日以降も危機体制を続ける必要がある場合は、あらかじめ文書または「メール配信システム」等でお知らせします。

VI 児童が帰宅しないとき

- 1 通常の帰宅時刻になっても児童が帰宅しないとき、学校にも連絡をしてください。ご家庭と連絡を取り合いながら、必要に応じて学校職員も第1次捜索を行います。
- 2 捜索しても児童の居場所が確認できない場合は、警察に連絡してください。学校職員も緊急の体制をとり、第2次捜索を行います。
- 3 児童が遊びに出るときは、「いつ」「どこで」「だれと」「何をしに」「いつ帰る」の5点は必ず告げてから遊びに行くように家庭でもご指導ください。

※ 詳しくは「唐崎の子ども 暮らしのやくそく」でご確認ください。

VII 下校時刻の繰り上げ措置にかかる体制

- 1 目的
非常変災時等緊急事態における児童の安全な下校を保障するため。
- 2 実施のめやす
 - (1) 登校後、暴風雨警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合
 - (2) 登校後、大雨・大雪・洪水等の警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合
 - (3) 地震が発生し、緊急に下校させる場合で、単独での下校が危ぶまれる場合
 - (4) 不審者の発生等、単独での下校が危ぶまれる場合
 - (5) その他、単独での下校が危ぶまれる場合※ いずれの場合も、最終的には学校長の判断によって決定します。
- 3 方法
次のA・Bの何れかの方法で帰宅 年度当初に調査用紙を提出し、変更のある場合は臨時変更届を届け出る。
A：学年別に一斉下校
(自宅以外の親戚・知人宅等に帰宅する場合も含む。)
B：学校待機
学校に一時待機します。一斉下校する児童との混雑を避けるため、お迎えの時間帯については「メール配信システム」にてお伝えします。
- 4 その他
地震災害発生時や河川氾濫・土砂災害発生時等、一斉下校に危険が伴うと考えられる場合には、大津市教育委員会や校長等の判断により、一部集団下校や保護者への児童引き渡しを実施することもあります。